

九州大学統合移転推進本部規則

平成 21 年度九大規則第 63 号
施行：平成 22 年 4 月 1 日
最終改正：令和 3 年 3 月 25 日
(令和 2 年度九大規則第 53 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき、統合移転推進本部（以下「推進本部」という。）の構成その他必要な事項を定めるものとする。

(推進本部)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる部局等をもって構成する。

- (1) 統合移転事業推進室
- (2) 跡地処分統括室
- (3) 統合移転推進部統合移転推進課

2 推進本部に本部長を置き、総長をもって充てる。

3 本部長は、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画の推進に関する事項を総括する。

4 推進本部に副本部長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐する。

(運営会議等)

第 3 条 推進本部に、統合移転推進本部会議を置く。

2 統合移転推進本部会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 4 条 推進本部の運営に関する事務は、統合移転推進部統合移転推進課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年度九大規則第 84 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年度九大規則第 53 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。